

# ラオス民法典制定

国際協力部教官

伊 藤 淳

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、2017年（平成29年）2月27日から同年3月7日までの日程（移動日含む。）で、ラオス人民民主共和国のナロンリット・ノラシン司法省法務審査・調査局長ら11名を招へいし、平成28年度日本・ラオス共同研究（以下、「本共同研究」という。）を実施した。<sup>1</sup>

本共同研究は、法務総合研究所が、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に行ってきたラオス民法典起草支援に関し、民法典起草が概ね終了したことから、今後成立見込みのラオス民法典の概要を日本の企業や法曹関係者等にも共有し、併せてラオスにおける投資環境整備について議論するシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催<sup>2</sup>するとともに、民法典に関連して、今後、取り組むべき課題の認識の共有を図ることなどを目的として実施したものである。

本稿では、本シンポジウム等でも議論されたラオス民法典制定過程及び日本の支援の概要を紹介させていただきたい。

ラオス民法典起草支援は、準備期間も含めれば15年近い長い歴史があり、その間に、本共同研究にも関わっていただいた松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授や石岡修JICA長期派遣専門家をはじめとする様々な方が支援に関与している。小職は、昨年（2016年）に当部に異動となりラオスに対する法整備支援を担当するようになったが、残念ながらラオス民法典起草支援にはほとんど関与しておらず、唯一関与したと言えるのが本共同研究である。民法典制定に尽力されてきた先生方を差し置いて、小職が、ラオス民法典を紹介するなどというのはおこがましい限りであるが、本共同研究の目的の一つがラオス民法典の概要を日本の関係者に知っていただくことであったことから、小職において、ラオス民法典制定過程及び日本の支援の概要について本稿でICD NEWSの読者の皆様に紹介をさせていただくことをご容赦いただきたい。

なお、ラオス民法典は、2017年4月現在、ラオスの国会に草案が提出された段階で未だ成立していない<sup>3</sup>ことから、その内容について紹介することは、また別の機会とさせていただきたい。

また、本稿の意見にわたる部分はいずれも小職の私見である。

---

<sup>1</sup> 本共同研究の日程及び参加者は別添1及び2のとおりである。

<sup>2</sup> シンポジウムの概要については、本誌170ページ「ラオス民法典制定と実務上の課題」を参照されたい。

<sup>3</sup> 2017年1月20日にラオス司法省より内閣に民法典草案が提出され、同年2月24日に内閣から国会常務委員会に提出され、同年4月（本稿執筆時点）現在、国会にて審議中である。

## 第2 現行ラオス民法の概要<sup>4</sup>

### 1 ラオスにおける民法の歴史

まずは、ラオスにおける民法の簡単な歴史を紹介したい。

ラオスはかつてフランスの統治下にあり、その統治下で編さんされた民法典が存在した。しかし、1953年にラオス王国がフランスから独立した後、内戦状態が続いた末にラオス人民民主共和国の成立に至った影響もあり、前記民法典は承継されなかった。

ラオスは、1975年のラオス人民民主共和国の成立以降、現在に至るまで社会主義体制を採用している。そして、現在のラオスの民事関連法は、社会主義体制下で制定されていることから、その影響を少なからず受けている。

一方で、ラオスは、1986年に新思想（チンタナカーン・マイ）政策を導入するとともに、経済面では新経済メカニズムを導入し、市場経済化を促進するための法整備を進めた。その結果、ラオスでは、1990年に、財産法、契約法、相続法、家族法、契約外債務法（2008年12月8日、契約法と合体し、契約内外債務法に統合）、民事訴訟法（2004年、2012年に改正）が、1991年には、家族登録法（2009年に改正）が、1994年には、担保取引法（2005年に改正）が、1997年には、土地法（2003年改正）がそれぞれ制定され、2008年には、家族法、相続法、契約内外債務法等、民法関連法についての大きな改正が行われた。

そして、上記ラオスにおける民事関係法制の制定には、我が国を始めとする様々な国が関与している。

まず、1990年の一連の立法のうち、財産法、契約法、契約外債務法、家族法、相続法の制定に際しては、ソビエトおよびベトナムが関わり、ソビエト法、ベトナム法をモデルに起草された。

他方、担保取引法には世界銀行が、土地法にはアメリカ、ドイツ、オーストラリアがそれぞれ関与している。

### 2 現行ラオス民法の特色

上記経緯をもとに制定されたラオスの現行民法は、いわゆる法典化されておらず、財産法、土地法、契約内外債務法、家族法、相続法等の個別制定法の形式で存在している上、社会主義的な要素や英米法的要素や大陸法（フランス法）的要素の混合的な性格をもっている。一方で、ラオス民法の特色として、上記のような外国の支援による立法の過程においてもラオス人自身が独自にアレンジして原案を作成する方法をとり、その後も裁判での適用の中で試行錯誤的に改正を行ってきたという経緯が存在することもあり、制定や改正当時のラオスの実情をある程度反映したもので、条文構成も比較的簡潔なもので、ラオス人自身がその内容をよく把握していたという特色など

---

<sup>4</sup> 松尾弘＝大川謙蔵 2015年調査研究報告「ラオスにおける民事法制に関する調査研究」11頁から14頁参照（[http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_laos.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html)）。

も存在する。<sup>5</sup>

### 第3 ラオス民法典制定に対する日本の支援

#### 1 民法支援の経緯

次に、ラオスにおける民法典制定の経緯について紹介したい。

先ほどから述べてきたように、ラオスには、現在、民法典という形で法典化された民法が存在せず、財産法、相続法、家族法、契約内外債務法、担保取引法、土地法などの単行法の形式で存在し、約18種類の民事関連法令が存在する。

これらの法律について、制定後も社会の実情にあわせた形で改正をしてきたが、ラオスの社会経済の発展が急速に進んだこと<sup>6</sup>や、個別に立法化されたために個々の法律間に重複や矛盾が存在したこと<sup>7</sup>などから、徐々に社会の実情に合わなくなってきた。

そこで、ラオスでは、2000年代当初から、ラオス政府の指示で、司法省の中に将来の民法典起草を見据えたワーキンググループを作り、日本などの支援を受けながら現行民法の研究を開始し、同ワーキンググループはこの研究成果を踏まえてラオス政府に対し民法典起草の必要性を上申したところ、2012年(平成24年)に、ラオス政府が、単行法の形で存在する現行の民法を体系的にまとめて法典化することを正式に決めた。

そして、ラオス政府が民法典制定を決めた2012年当時、日本は、ラオスにおいて、ラオス司法省等を実施機関として、JICA「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」(以下「フェーズ1」という。)を実施しており、ラオス民法に関する基礎的研究を行い、その結果を「民法Q&A集」や「民法ハンドブック」といった教材にまとめる活動を行っていた。

このような民法典制定が立法計画に加わった経緯やその当時のラオス民法を取り巻く状況を踏まえて、当該民法典起草の所管省庁であるラオス司法省から、日本に対し、民法典起草支援の要請がなされ、日本側でも検討をした上で、2012年7月以降、前記プロジェクト活動の一つにラオス民法典起草支援が加わり、2014年(平成26年)7月に、フェーズ1が「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」(以下「フェーズ2」という。)になった際も、引き続き、民法典起草支援活動は続けられ、2017年現在に至るまでその活動が続けられてきたのである。

---

<sup>5</sup> ラオスも一時期、他国の法律を真似してラオスの法律を作るということをしたこともあったが、その結果制定された法律は、ラオスの国情にあっておらず、結局使われないという事態を招いたことの反省から、単純に他国の法律を真似せずに、ラオス人自らがラオスの国情にあった形にアレンジするという立法に関するコンセプトが生まれた(本シンポジウムにおけるナロンリット局長の講演参照)。

<sup>6</sup> ラオスは、タイやベトナムなどの周辺諸国に比べて人口が少ないものの(2015年:約650万人)、恵まれた天然資源、水利、食糧生産事情、安定した政治状況の下で、インドシナ諸国中でも極めて高い経済成長(2014年:GDP成長率7.56%)を達成している

<sup>7</sup> 例えば、「物」や「財物」や「資産」の各定義が法律によって異なることもあり、一つの用語が複数の意味をもち、法の適用場面において混乱をきたすこともあった(本シンポジウムにおけるナロンリット局長の講演参照)。

## 2 日本による支援状況

ここで、ラオス民法典起草に対する日本の支援の状況についてももう少し紹介することとしたい。

日本は、ラオス政府の要請を受けて、JICAによる技術支援の一環として、1998年（平成10年）から、ラオスに対する法制度整備支援を開始したところ、2002年頃から、ラオスの民法に関する支援も開始した。

その後も、日本は、2003年（平成15年）に開始されたJICA「法整備支援プロジェクト」においても、ラオス司法省のワーキンググループメンバーとともに、ラオス民法の教科書や用語集の作成等の支援を行い、同プロジェクトが終了した2008年（平成20年）以降も、法務省や名古屋大学などが同様の支援を継続し、2010年（平成22年）7月にフェーズ1が開始された後は、再びJICAプロジェクトの中で民法Q&A集や民法ハンドブック作成などの支援を続け、2014年（平成26年）7月にフェーズ2となった後も同様の支援を続けている。なお、フェーズ1の途中で、民法典起草支援がプロジェクト活動の正式な内容に加わったことは既に述べたとおりである。

日本による民法典起草支援の具体的方法は以下のとおりである。

すなわち、フェーズ1及びフェーズ2のラオス側における実施機関は、民法典起草の所管省庁である司法省以外に、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学であるところ、これら4機関から、起草委員会（指導的立場）及び起草作業ワーキンググループ（実際の起草作業を担当）メンバーを選任し、これらのメンバーをフェーズ1及びフェーズ2におけるサブワーキンググループ（SWG）のメンバーとし、同SWGの活動に対し、JICA長期派遣専門家や民法典アドバイザーグループの委員の先生方<sup>8</sup>が助言等することで、民法典起草作業を支援してきた。

民法典起草SWGは、ラオス側4機関等の職員、教員合計44名で構成され、4つの小グループ<sup>9</sup>に分かれて、各担当分野の草案を起草し、あわせて草案提案理由書（リサーチペーパー）を作成し、条文ごとに、趣旨・背景・条文の適用場面（具体例）等もまとめている。

民法典起草は、活動が開始された2012年（平成24年）当時、2015年（平成27年）での国会審議、成立を目指していたが、国会審議の遅れ<sup>10</sup>に加えて、民法典起草SWGがさらに議論を重ねたこともあり、予定よりも成立が遅れている<sup>11</sup>。もともと、既に述

---

<sup>8</sup> 石岡修 JICA長期派遣専門家（弁護士）の他、松尾弘慶 應義塾大学大学院法務研究科教授、野澤正充 立教大学大学院法務研究科教授、南方暁創 価大学法学部教授、山田八千子 中央大学大学院法務研究科教授、大川謙蔵 摂南大学法学部講師、瀬戸裕之 新潟国際情報大学国際学部准教授などがアドバイザーグループ委員として民法典支援に関与してきた。

<sup>9</sup> グループ1は民法総則（総論、人・法人）、グループ2は契約内外債務・担保、グループ3は物・所有権及びその他の物に対する権利、グループ4は家族・相続を担当している。

<sup>10</sup> 刑法典等の審議も並行して行っていることも影響していると考えられる。

<sup>11</sup> 2017年4月現在

べたとおり、本年（2017年）1月20日に民法典草案が司法省から内閣に提出され、同年2月24日に内閣から国会常務委員会に提出されており、今後、国会で審議される見込みで、2017年中の成立を目指している。

なお、成立見込みの民法典の内容については、先に述べたとおり、現時点でその詳細を述べることは差し控えたいが、例えば、ラオスにおいてはこれまで存在しなかった代理に関する規定や地役権や地上権に関する規定なども創設されるなど、取引に関する規定も増えており、ラオスにおける取引の安全に資する内容となっており、ラオスの投資環境の整備を推し進めるものといえよう。

### 3 今後の活動予定

いまだ民法典が成立していない状況で民法典に関する今後の活動について述べるのは若干時期尚早という気もするが、ここでは、ラオス民法典成立後の今後の活動予定についても触れておきたい。

今後成立見込みのラオス民法典は、現時点におけるラオスの実情を反映したものではあるが、今後の社会情勢の変化により改正の必要性が当然生じてくる。そこで、今後の活動予定としては、次回の改正に向けた準備が挙げられ、作成済みのリサーチペーパーの内容の改善やこれに向けた地方調査などを実施する予定である。また、民法典が成立してもこれが普及しないと意味がないことから、実務家や教育機関を主な対象に、ビエンチャンのみならずそれ以外の都市においても普及活動を行う予定である。

そして、民法典で規定された権利等を実現する法律や制度を民法典や社会の実情にあった形に整備するために、民法関連法や制度についてもあわせて改正等することも検討している。<sup>12</sup>

## 第4 おわりに

以上、ラオス民法典制定過程と日本の支援の概要を説明してきたが、そもそも2017年4月時点でラオス民法典はいまだ成立していない。現在の民法典SWGの活動が実る形で成立すれば、不十分な面はあるものの現在のラオスの国情にあったものになるものと確信している。民法典が無事成立するか、そして成立した民法典がきちんと運用されるかについては、今後のラオス人の努力によるところになると思われるが、ラオス側からも求められているように、日本の今後の継続した支援も欠かせないものとなると思われる。ラオスにおいて民法典が成立し、その民法典が適正に運用されることを祈念し、日本側の一員として、ラオスの民法典の成立や普及等の活動に何らかの力添えをしていきたいという決意とともに、甚だ不十分な内容ではあるが、ひとまず筆をおくこととしたい。

ありがとうございました。

---

<sup>12</sup> 例えば、現在ラオスでは、訴え提起後に保全を認める制度は存在するが、日本やその他の諸外国のような訴え提起前に保全を認める制度までは存在しない。これらの改正の必要性が、本年2月に実施した共同研究でも議論された。

平成28年度日本・ラオス共同研究日程表

[担当教官:伊藤淳教官 事務担当:岸田専門官, 伊地知統括専門官, 稲本専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 /	月	移動日			
2 /	火	10:00~11:00 ICDオリエンテーション 法務総合研究所大阪支所406号室	11:00~11:30 発表準備 法務総合研究所大阪支所406号室	14:00~17:45 シンポジウム「ラオス民法典制定と実務上の課題」 国際会議室	
3 /	水	10:00~12:30 講義①「法の体系の観点から見た民法と関連法」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室	14:00~17:00 講義②「ラオス民法と登記制度」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室		
3 /	木	10:00~12:30 講義③「ラオス民法の今後の課題」 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾弘 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際会議室	14:00~17:00 講義④「民事保全と民法の関係」 国際協力部教官 東尾和幸 国際会議室		
3 /	金	10:00~11:45 意見交換 国際協力部教官 伊藤淳 国際会議室	12:00~13:30 部長主催意見交換会 及び記念撮影	13:55~16:00 大阪地方裁判所訪問 大阪地方裁判所	
3 /	土				
3 /	日				
3 /	月	10:00~11:30 大阪運輸支局訪問「自動車抵当権の登録事務について」 大阪運輸支局	14:00~17:00 総括質疑・意見交換 摂南大学法学部講師 大川謙蔵 国際協力部教官 伊藤淳 国際会議室		
3 /	火	移動日			

## 平成28年度日本・ラオス共同研究・研究員名簿

1	ナロンリット・ノラシン	44 歳
	Mr. Nalonglith NORASING	
	司法省法務審査・調査局長	
2	ソムサック・タイブンラック	46 歳
	Mr. Somsack TAYBOUNLACK	
	中部高等裁判所長	
3	チャンタリー・ドゥアンウィライ	55 歳
	Mr. Chanthaly DOUANGVILAY	
	最高人民裁判所労働部長	
4	インターパンヤ・キャオウオンパチャン	51 歳
	Mr. Inthapangna KHIEOVONGPHACHANH	
	司法省法律局長	
5	ドゥアンマニー・ラオマオ	51 歳
	Ms. Douangmany LAOMAO	
	司法省経済紛争解決センター長	
6	ウィサイ・シーハーパンヤ	51 歳
	Mr. Vixay SYHAPANYA	
	ラオス国立大学法政治学部民事学科長	
7	カンペット・ソムウオラチット	47 歳
	Mr. Khamphet SOMVOLACHITH	
	最高人民検察院対外計画協力局副局長	
8	ブアリー・ペツミーサイ	45 歳
	Mr. Boualy PHETMIXAY	
	最高人民検察院民事事件検査局副局長	
9	タノムチット・コートプートン	44 歳
	Ms. Thanomchith KHOTPHOUTHONE	
	国会法務局副局長	
10	コンサワン・サワリー	40 歳
	Ms. Khonesavanh SAVARY	
	司法省法律普及研修局副局長	
11	ダオパター・アヌウオン	26 歳
	Ms. Daophata ANOUVONG	
	司法省法務検査評価局技術官	

## 【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 伊藤 淳 (ITO Atsushi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke), 伊地知 康弘 (IJICHI Yasuhiro), 稲本 実穂 (INAMOTO Miho)